

公益財団法人久留米地域地場産業振興センター清掃業務委託契約書(案)

公益財団法人久留米地域地場産業振興センター(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)とは、清掃業務の委託について、次の事項により契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、別紙仕様書に定める業務を乙に委託する。

2. 乙は、別紙仕様書及び作業要領に基づき誠実に清掃業務を実施しなければならない。

(委託契約期間)

第2条 委託契約期間は契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は年額 円(内消費税および地方消費税額 円)とする。

(委託料の支払方法)

第4条 委託料の支払方法は別紙のとおりとする。

(下請負の禁止)

第5条 乙は、委託業務を下請負に付することはできない。

(作業員)

第6条 乙は、契約期間中、作業員を常駐させ、委託業務を遂行しなければならない。

2. 作業員は受託者社名入りの統一した衣服を着用しなければならない。
3. 甲は常駐する作業員に不適格者と認められる者がある場合は、乙に対して、交替を命ずる事が出来る。

(清掃に要する電気・水道料金等の負担区分)

第7条 清掃業務に要する電気・水道・トイレトペーパー及び破損個所の応急措置に要する費用、材料等は甲の負担とする。

2. 乙は電気・水道の効率的使用に努めなければならない。

(損害の賠償等)

第8条 乙はその責めに帰すべき理由により甲の施設または、器物を損滅した場合は、甲の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

2. 乙はその責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた時及び作業員の清掃作業に起因する事故については、乙の責任において賠償または補償を行わなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は契約を解除することができ、乙は契約解除により損害が生じても、その賠償を甲に請求することはできない。

- (1) 乙が本契約に違反した場合。
- (2) 乙が本契約を誠実に履行する見込がないと認められる場合。

(協 議)

第10条 本契約に定めのない事項、またはこの契約の履行について疑義が生じたときはその都度、両者協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書二通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

令和7年 月 日

甲 久留米市東合川五丁目8番5号
公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター
理 事 長 牧野 浩志

乙